

令和 6 年度香川地方最低賃金審議会
第 2 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 6 年 7 月 31 日（水）
高松サポート合同庁舎
北館 702 会議室

出席者	公益側	籠池、春日川、柴田
	労働者側	立石、中村、三屋
	使用者側	奥田、白石、檜垣

議 題 (1) 最低賃金に関する基礎調査結果について
(2) 香川県最低賃金額改正の審議について
(3) その他

○賃金室長

ただ今から令和 6 年度第 2 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

資料 No. 1 最低賃金に関する基礎調査結果
をお配りしておりますが、不足等はございませんか。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題 (1) の「最低賃金に関する基礎調査結果につ

いて」です。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

ご説明します。調査につきましては、対象業種、規模、分析の仕方などは昨年と同様でございます。

お手元にお配りしております基礎調査結果の1ページから2ページにかけては、調査の概要ということでご覧いただけたらと思います。

最低賃金に関する基礎調査は、香川県内の最低賃金改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、今年6月分の賃金について調査を実施しております。

民営事業所が対象でございます。製造業、新聞業、出版業が100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が30人未満となっております。

この中から一定の割合で抽出いたしました1,874事業所に対しまして調査を依頼し、回答のありました984事業所、10,002人の労働者について集計したものでございます。

3ページは、この調査の調査対象範囲の適用事業所数と適用労働者数を示しております。

4ページは、産業別、規模別の中位数の金額を示しております。中位数とは、労働者を賃金の低い者から高い者へと並べたときに、ちょうど真ん中に位置する賃金額となります。例えば地域別最低賃金が適用となる製造業におきましては、全体では1,275円、1人から9人の規模で1,050円、10人から29人の規模で1,382円、30人から99人の規模では1,279円です。

他の業種につきましてもご確認いただけたらと思いますが、新聞業・出版業につきましても、今年は回答が2社からしか得られなかったことから、2社のデータとなっておりますので、ご留意願います。

5、6ページは、全労働者及びパートタイム労働者の男女別の賃金分布をグラフ化したものでございます。

7ページは未満率表となっております。数字は累積の構成比で示しております。現在、香川県最低賃金は918円となっておりますので、最賃額の1円下の部分、星印のついた917円のところの累積構成比が未満率となっております。

男性1.0%、女性2.2%、男女計1.6%となります。

8ページは影響人数で、1円ごとの累計の人数です。

9ページ以降の表ですが、3種類の表をつけさせていただいております。

9ページからの13ページは総括表（1）、これは、時間当り所定内賃金額を所定の刻みごとに、規模別、年齢別に表したもので、上段が累積の労働者数、下段の括弧書きが累積の構成比となっております。

15ページからの19ページは総括表（2）で、総括表（1）の合計と同じものを男女別、年齢別に表したものです。総括表（1）、総括表（2）のどちらも917円のところの合計の構成比（ ）内は1.6%となっております。

19ページの下段、第1・20分位数等が出ておりますが、これは労働者の賃金を低い方から高い方へと並べ20等分に分けて、低いほうから見て最初の境界、つまり5%のところの賃金額を示しており、昨年は880円でしたが、今年は920円となっております。

また、第1・10分位数は、昨年は900円でしたが、今年は930円となっております。

それから、第1・4分位数は、昨年は963円でしたが、今年は1000円となっております。

21ページからの25ページが賃金分布表(2)でございます。こちらは累計ではなく、総括表(2)と同様に男女別、年齢別のそれぞれの区分の該当者がどのくらいいるのかを表したものでございます。

今後、最低賃金額を引き上げた場合の影響率につきましては、9ページの総括表(1)の左側、仮に目安50円をプラスした968円だとすると、968円を下回る労働者の割合ということになりますから、11頁の968円の1円下、967円のところを見ていただくこととなります。右隣の合計欄、その括弧書きの累積構成比、すなわちこの場合は20.0%が影響率となります。

以上でございます。

○柴田部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(特になし)

○柴田部会長

それでは、議題(2)の「香川県最低賃金額改正の審議について」に移らせていただきます。

本日は、先ほどの本審で報告があった中賃の目安、労使からの意見書及び各種資料等を参考とされまして、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと思います。

なお、公益側といたしまして、労使双方の委員の皆様を重ねてお願いしたいのは、本審において、最低賃金審議会令第6条第5項適用の承認決議をいただいておりますが、これは全会一致であることを前提としており、当審議会といたしましては、ぜひとも

全会一致での結審、答申を目指しているところです。

この点を十分にご認識いただき、効率的な審議にご協力をお願いいたします。

それでは、このあと、各側より「金額提示」をお願いいたしますが、これまでの慣例によりますと、労使の順で、金額提示を受けておりますが、本年もこの慣例により進めてもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

それでは労、使の順で、第1回目の金額提示を受けることにします。

なお、金額提示に当たっては、必ず、その根拠や考えを述べていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、各側の控室等ですが、

公労・公使会議はこの702会議室

労側控室は2階の相談室

使側控室は2階の第1会議室

を用意しております。

702会議室は内線番号が6702ですので、ご用がある時は6702をおかけください。

○柴田部会長

公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○立石委員

10分ほど時間をください。

○柴田部会長

それでは10分後に公労会議を開催します。
労側、使側それぞれの控室にお移りください。
事務局は控室へ、ご案内をお願いします。

(公労委員、公使委員で行う金額審議について非公開)

(全体会議)

○柴田部会長

それでは全体会議を再開します。本日、労使双方より金額の提示を受け、その根拠も説明していただきました。労側はプラス82円、使側は最終的にプラス22円の提示を頂きましたが、双方の提示金額には隔たりがあります。ぜひとも全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、次回の審議までにご検討いただきますようお願いいたします。次回は労側から金額を提示していただきたいと考えております。

次に会議次第のその他に移ります。事務局から何かございますか。

○室長

本日は長時間にわたる審議にご対応いただきありがとうございました。今後の審議日程についてですが、第3回専門部会を明日8月1日15時20分から、第4回専門部会を8月5日15時15分から702会議室において開催いたしますのでよろしくようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○柴田部会長

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ございませんか。なければ、第2回県最賃専門部会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

――了――